

報告第 8 6 号

平成 1 6 年 3 月 1 9 日承認

教育文化部会学校教育分科会の事務事業調整方針について

教育文化部会学校教育分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協
議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 6 年 3 月 1 9 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

報告第86号

協 議 会 報 告 項 目

教 育 文 化 部 会

学校教育分科会 16-3

津 地 区 合 併 協 議 会

項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
16 - 3 - 1	教職員の任免、人事異動	6/19			7/3	
16 - 3 - 2	教職員の研修	6/19			7/3	
16 - 3 - 3	学校の設置、廃止等に関する事	6/19			7/3	協議会協議項目(7/24確認)
16 - 3 - 4	通学区域関係事務	6/19			7/3	協議会協議項目(7/24確認)
16 - 3 - 5	叙勲	6/19			7/3	
16 - 3 - 6	学校訪問	6/19			7/3	
16 - 3 - 7	就学関係事務	6/19			7/3	
16 - 3 - 8	就学援助事務	6/19			7/3	協議会協議項目(9/4確認)
16 - 3 - 9	特殊教育就学奨励事務	6/19			7/3	協議会協議項目(9/4確認)
16 - 3 - 10	幼稚園就園関係事務	6/19			7/3	
16 - 3 - 11	教育研究関係経理事務	6/19			7/3	
16 - 3 - 12	幼稚園教育研究関係事務	6/19			7/3	
16 - 3 - 13	教職員用指導書等事務	6/19			7/3	
16 - 3 - 14	社会科副読本の編集に関する事	6/19			7/3	
16 - 3 - 15	教科書の採択に関する事	6/19			7/3	
16 - 3 - 16	学校教育の振興、教育改革の推進	6/19			7/3	
16 - 3 - 17	学習支援推進プロジェクト事業(市町村単独による非常勤講師の採用)	6/19			7/3	
16 - 3 - 18	学校保健に係る各種検査委託事業	6/19			7/3	
16 - 3 - 19	学校災害賠償補償保健事務	6/19			7/3	

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
16 - 3 - 20	日本体育・学校保健センター災害共済給付事務	6/19			7/3	協議会協議項目
16 - 3 - 21	一志郡学校教育主事会に関する事	6/19			7/3	
16 - 3 - 22	学校関係補助金	6/19	2/12		2/26	
16 - 3 - 23	学校関係負担金事務	6/19	2/12		2/26	
16 - 3 - 24	幼稚園就園奨励補助事業事務	6/19			7/3	協議会協議項目(9/4確認)
16 - 3 - 25	奨学金貸付事務	6/19			7/3	協議会協議項目(7/24確認)
16 - 3 - 26	遠距離通学費補助金	6/19			7/3	協議会協議項目(10/9確認)
16 - 3 - 27	給食施設の整備	6/19			7/3	協議会協議項目(7/24確認)
16 - 3 - 28	学校給食の実施方法に関する事	6/19			7/3	協議会協議項目(7/24確認)
16 - 3 - 29	給食費に関する事	6/19			7/3	協議会協議項目(7/24確認)
16 - 3 - 30	学校給食協会に関する事	6/19			7/3	
16 - 3 - 31	給食関係委託事業	6/19			7/3	
16 - 3 - 32	地区別厚生事業	6/19			7/3	
16 - 3 - 33	外国人児童生徒支援事業(市町村単独による外国人児童生徒支援事業)	6/19			7/3	
16 - 3 - 34	外国人語指導助手に関する事(英語指導を行う外国青年招致事業)	6/19			7/3	
16 - 3 - 35	スクールカウンセラー・心の相談員に関する事(市町村単独によるスクールカウンセラーの雇用)	6/19			7/3	
16 - 3 - 36	乳幼児教育に関する事	6/19			7/3	協議会協議項目(7/24確認)
16 - 3 - 37	生徒指導に関する事	6/19			7/3	
16 - 3 - 38	スクールバス運行事業	2/4			2/12	
16 - 3 - 39	中高一貫教育に関する事	6/19			7/3	
16 - 3 - 40	情報教育に関する事	6/19			7/3	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	教育文化部会
関係項目		分科会	学校教育分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
1 教職員の任免、人事異動	県費負担教職員の人事異動は、三重県教育委員会が、年度毎に定める基本方針に則って行われる。 各市町村の状況(課題)に応じた対応が必要であり、津市においても、県の方針に則り、津市独自の方針を定めて異動の内申を行っている。	同左	同左	同左	同左	同左
2 教職員の研修	津市立教育研究所において、教育課題や教職員の要望等に基づいて研修講座を開催している。	久居市教育研究所において、研修講座を開催している。	安芸郡教育研究所で実施	同左	同左	同左
3 学校の設置、廃止等に関すること ※協議会協議項目	設置、廃止に当たっては、市町村条例の改正必要。県への届出。 ・中学校11校、生徒数4,183人(内2校分校) ・小学校24校、生徒数9,175人(内2校分校)	同左 ・中学校3校、生徒数1,132人 ・小学校7校、生徒数2,265人	同左 ・中学校1校、生徒数479人 ・小学校4校、生徒数1,051人	同左 ・中学校1校、生徒数239人 ・小学校4校、生徒数421人	同左 ・中学校1校、生徒数120人 ・小学校3校、生徒数232人	同左 ・中学校1校、生徒数338人 ・小学校4校、生徒数704人
4 通学区域関係事務 ※協議会協議項目	通学区域の設定、改廃。通学区域審議会に諮問(設定、改廃について)。	同左	通学区域の設定、改廃。通学区域審議会はない。教育委員会で決定。	旧村単位で通学区域を設定。通学区域審議会なし。	同左	就学(入学について学校の指定)規則で定める。

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	1. 津市の例により調整する。(合併と同時に) 2. 津市の例により調整する。(合併と同時に) 3. 現行のまま新市に引き継ぐ。 4. 新たに制度を制定する。(合併と同時に)
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左	同左	同左	同左	・新市においても教育事務所と調整し、津市の例を基に異動の内申を行っていく。
同左	同左	同左	同左	
郡市教育研究会及び町教育研究会で研修等を実施	教員夏期研修としてパソコン研修を実施。	郡市教育委員会及び町教育委員会で研修等を実施。 教職員を対象にコンピュータプロジェクトに委託料を払い、パソコン研修等をしている。	教職員を対象に夏期研修としてパソコン研修を実施	・津市立教育研究所を中核にし、新市における教育研究所において、研修講座を開設する。
同左 ・中学校1校、生徒数156人 ・小学校1校、生徒数289人	同左 ・中学校1校、生徒数462人 ・小学校4校、生徒数894人	同左 ・中学校1校、生徒数360人 ・小学校5校、生徒数628人	同左 ・中学校1校、生徒数144人 ・小学校3校、生徒数257人	-
通学区域は1区域なので、設定はしていない。	旧村単位の大字別通学区域を現在そのまま設定しており、見直しはしていない。 通学区域審議会といったものに該当するものもないが、区域外通学等の可否に関しては、教育委員会等に諮問(学校の区域設定・変更については、「教育長に対する事務委任規則」がある)	旧町村単位で通学区域の設定、改廃。通学区域審議会はない。教育委員会で決定。	学校の指定は就学等に関する規則により定めている。3校	・現在の通学区域の線引きは変更しない。ただし、津市の指定校変更許可基準を基に、通学区域制度の弾力的運用を図る。 (合併対象市町村の境界に隣接する学区は、教室の状況を踏まえた上で、通学距離を考慮し、現在の通学区域の線引きを変更せず、学校を選択することができるように調整する)。 ・通学区域審議会を設置し、通学区域の設定、改廃について諮問していく。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	教育文化部会			
関係項目		分科会	学校教育分科会			
区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
5 叙勲	学校教育関係者の春秋叙勲について、毎年、市内退職校長の中から対象と思う者を候補者として県教育委員会に推薦している。	同左	同左	同左	同左	同左
6 学校訪問	津市内の学校・幼稚園における教育活動等への指導・助言として、市の指導主事が訪問している。訪問時期については、随時行っている。	同左	町の指導主事はいない。 中勢教育事務所の指導主事が訪問している。	同左	同左	同左
7 就学関係事務	小・中学校入学について学校の指定、就学指定校の変更、区域外就学、就学猶予、学齢簿の編製	同左	同左	同左	同左	同左
8 就学援助事務 ※協議会協議項目	経済的な理由により、就学が困難な場合に必要な援助を行い、義務教育を円滑に実施する。 別添資料 H13 763人 H14 917人 51,222千円	同左 別添資料 医療費は近年実績なし H13 205人 H14 211人 11,184千円	同左 別添資料 H13 49人 H14 60人 4,306千円	同左 別添資料 H13 33人 H14 33人 2,526千円	同左 別添資料 H13 5人 H14 4人 229千円	同左 別添資料 H13 6人 H14 7人 291千円

津地区合併協議会 調整内容表

調 整 の 内 容		5. 現行のまま新市に引き継ぐ。(合併と同時) 6. 新たに制度を制定する。(合併と同時) 7. 津市、久居市等の例により調整する。(合併と同時) 8. 津市の例により調整する。(合併と同時)		
構 成		市 町 村 の 現 況		調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左	同左	同左	同左	・候補者の選定、推薦順位については県教育事務所とともに行っていく。
同左	同左	同左	同左	・県教育事務所の指導主事と連携して実施していく。
小・中学校入学通知、区域外就学、就学猶予、学齢簿の編成	津市に同じ	同左	同左	・指定校変更許可基準、区域外就学許可基準を緩和の方向で統一する。 ・入学通知書の交付等の事務処理を統一する。
河芸町に同じ 別添資料 H13 24人 H14 29人 1,421千円	同左 別添資料 H13 43人 H14 61人 3,228千円	同左 別添資料 H13 33人 H14 25人 1,830千円	同左 別添資料 H13 35人 H14 43人 2,580千円	・国の基準を基に、認定基準、事務処理方法について津市の例を基に統一する。医療費は援助の対象とする。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	教育文化部会
関係項目		分科会	学校教育分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
9 特殊教育就学奨励事務 ※協議会協議項目	特殊学級に就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減する。 別添資料 H13 54人 H14 60人 2,079千円	同左 別添資料 H13 15人 H14 16人 418千円	同左 別添資料 H13 6人 H14 7人 284千円	同左 別添資料 H13、14年度は該当者なし。 H15年度は4人 114千円	同左 別添資料 H13 4人(通学費の援助 小学校1人) H14 3人(14年度は0人)112千円	同左 別添資料 H13 3人 H14 5人 157千円
10 幼稚園就園関係事務	・幼稚園入園にかかる案内等 ・募集期間 9/1～9/20 ・保育年齢 4、5歳	同左 ・募集期間 9/1～9/30 ・保育年齢 3、4、5歳(ただし、3歳は一部の園のみ。4園)	同左 ・募集期間 10/15～10/30 ・保育年齢 現在黒田幼稚園のみ3歳児あり。他3園は4、5歳児のみ。	同左 ・募集期間 11/1～11/11 ・保育年齢 3、4、5歳	同左 ・募集期間 11/5～12/7 ・保育年齢 4、5歳(15年度より3歳)	同左 ・募集期間 9/1～9/30 ・保育年齢 3、4、5歳
11 教育研究関係経理事務	教育研究事業及び県委託事業等の経理事務。	同左	同左	同左	同左	同左
12 幼稚園教育研究関係事務	幼稚園教職員教育研究、子育て支援事業に係る経理事務。	同左	同左	同左	同左	同左

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	9. 津市の例により調整する。(合併と同時に) 10. 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する(合併後3年程度)。 11. 現行のまま新市に引き継ぐ。 12. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左 別添資料 H13 2人 H14 4人 90千円	-	-	津市に同じ 別添資料 H14 5人 105千円	・実施していない町村もあるが、国の基準を基に、津市の例により同じ内容・基準で実施し、事務処理方法を調整する。
同左 ・募集期間 11/5～11/15 ・保育年齢 3、4、5歳	同左 ・募集期間 10/1～10/31 ・保育年齢 3、4、5歳	同左 ・募集期間 10/1～10/31 ・保育年齢 4、5歳(平成17年度から3歳予定)	同左 ・募集期間 12/1～12/10 ・保育年齢 3、4、5歳	・募集の時期等を調整し、入園案内・入園にかかる事務処理を統一する。
同左	同左	同左	同左	-
同左	同左	同左	同左	-

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	教育文化部会
関係項目		分科会	学校教育分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
13 教職員用指導書等事務	教職員用の指導書、教科書について、学級数等により各学校へ予算配当し、各学校が指導書等を購入。購入先への支払事務は教育委員会が行っている。児童・生徒用の副読本の給与。	同左	同左	同左	同左	購入先への支払い事務は学校です。
14 社会科副読本の編集に関すること	津市の小学校3・4年生が社会科の学習をする際に、地域の施設や史跡等について記述している「わたしたちの津市」という副読本を使用している。これにより、自分が住む津市について理解を深めている。	同左	同左	同左	同左	同左
15 教科書の採択に関すること	津市、安芸郡、久居市、一志郡の12市町村を一つの採択地区に指定され、その地区内での小・中学校で使用する教科用図書は「中勢地区教科用図書採択協議会」をつくり、各市町村が負担金を出し、専門的な調査や研究を行った後、候補となる教科用図書を各市町村教委に推薦するという業務を行っている。	同左	同左	同左	同左	同左
16 学校教育の振興、教育改革の推進	新学習指導要領や完全学校週5日制が実施される中、特色ある開かれた学校づくりなどを推進するため、教育方針や学校教育推進計画等を策定し、学校教育の充実を図っている。	同左	同左	同左	同左	同左

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	13. 現行のまま新市に引き継ぐ。 14. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後1年程度) 15. 県の方針に基づき、採択事務を進める。(合併と同時) 16. 津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左	同左	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・学校への配当基準、事務処理方法について津市の例を基に統一する。
同左	同左	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・合併時は現行の副読本を使用する。本の内容については、地域学習の推進に役立つよう、関係者を含め、検討する。
同左	同左	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・県の採択地区に基づき、採択協議会を発足し事務を進める。
同左	同左	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・新市における教育目標の実現に向け、津市の例を基に、統一した学校教育推進計画を作成する。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	教育文化部会			
関係項目		分科会	学校教育分科会			
区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
17 学習支援推進プロジェクト事業 (市町村単独による非常勤講師の採用)	平成14年度より、授業の活性化及び確かな学力の育成を目指して、市単独で非常勤講師や教職を目指す大学生等を指導助手として活用し、きめ細かな学習指導を行っている。 平成15年度非常勤講師51名 大学生28名	平成15年度より確かな学力を育成するとともに、生活習慣の確立を図るため、非常勤講師3名を雇用している。	-	-	-	-
18 学校保健に係る各種検査委託事業	学校保健法に規定された環境衛生検査・就学時の健康診断・児童生徒幼児の健康診断・職員健康診断を学校医・学校歯科医・薬剤師及び医療機関や民間検査業者への委託等により実施し、委託料・手数料を支出している。 ・検診の内容 耳鼻科検診・眼科検診・就学時検診・心臓検診・教職員検診・検便検尿検査・結核検診・水質検査・害虫駆除	同左 同左 (B型肝炎、貧血検査 実施)	同左 同左 貧血検査 実施	同左 同左 貧血検査 実施	同左 同左	同左 同左 貧血検査なし
19 学校災害賠償補償保健事務	学校の設置又は管理に瑕疵があった場合ならびに学校業務の遂行上何等かの過失により他人に損害を与えたために市町村が賠償責任を負うこととなった場合及び学校の管理下で、死亡や傷害の事故が発生した場合において、管理者側の過失の有無にかかわらず市町村が一定の補償をする場合に市町村の財政負担額が補填されるもの。事務として加入手続き、保険料分担金の支払い、事故が発生した場合の事故報告・保険金請求支払いをする。 ・加入保険 全国市長会学校災害賠償補償保険 2型F型 掛け金101.70円	同左 ・加入保険 全国市長会学校災害賠償補償保険 3型D型 掛け金100.80円	同左 ・加入保険 全国町村会総合賠償補償保険 4型Ⅲ型 掛け金74.7円 総務課で対応している	同左 ・加入保険 全国町村会総合賠償補償保険 4型Ⅲ型 掛け金77円 総務課で対応している	同左 ・加入保険 全国町村会総合賠償補償保険 4型Ⅲ型 掛け金74.7円 総務課で対応している	同左 ・加入保険 全国町村会総合賠償補償保険 4型Ⅲ型 掛け金77円 総務課で対応している

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	17. 新たに基準を設ける(合併と同時) 18. 津市の例により調整する。(合併と同時) 19. 津市の例により調整する。(合併と同時)				
構成	市	町	村	の現況	調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村		
中学校において、少人数授業を実施し、子供に応じたきめ細やかなわかる授業を展開する。	完全学校週5日制に伴い、危惧される学力低下とより確かな学力の育成を目指して、平成14年度より町内小学校4校の算数等教科指導等の為、1人16時間、2人体制で従事している。	—	H15年度より太郎生小学校で村単独による講師を採用し学習指導を行っている。	・新市の講師配置基準を策定し、採用、配置を行う。	
同左	同左	同左	同左	・委託事業の内容、事務処理方式の統一をする。 ・貧血検査については廃止する。	
同左	同左 貧血検査 実施	同左 貧血検査 実施	同左		
同左	同左	同左	同左	・事務処理方法等は津市の例により調整する。 ・同一の契約類型・保険料額で加入するよう調整する。	
・加入保険 全国町村会総合賠償補償保険 4型Ⅲ型 掛け金74.7円	・加入保険 全国町村会総合賠償補償保険 4型Ⅲ型 掛け金74.7円	・加入保険 全国町村会総合賠償補償保険 4型Ⅲ型 掛け金 74.7円	・加入保険 全国町村会総合賠償補償保険 4型Ⅲ型 掛け金74.7円		

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目						専門部会	教育文化部会
関係項目						分科会	学校教育分科会
区分	構成市町村の現況						
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	
20 日本体育・学校健康センター災害共済給付事務 ※協議会協議項目	学校健康センターの災害共済給付制度は、国と学校園の設置者と保護者の三者の分担協力で、成り立っている互助共済制度である。学校園の管理下で発生した、災害に対して災害共済給付(医療費、傷害見舞金、死亡見舞金)を行い保護者の経済的負担を軽減するもの。各学校園の幼児児童生徒数の報告をし、掛け金を納付し、災害報告・給付請求の事務を行っている。 ・掛け金の半額は保護者が負担している。	同左 ・掛け金の保護者負担はなし、全額市負担としている。 ・市が負担している保護者負担分の金額 幼稚園401人 80,200円 小学校2225人 934,500円 中学校1,067人 448,140円	同左 ・掛け金の保護者負担はなし、全額町負担としている。 ・町が負担している保護者負担分の金額 幼稚園182人 36,400円 小学校982人 412,440円 中学校499人 209,580円	同左 ・同左 ・町が負担している保護者負担分の金額 幼稚園136人 27,200円 小学校425人 170,940円 中学校267人 107,520円	同左 ・掛け金の保護者負担はなし、全額村負担としている。 ・村が負担している保護者負担分の金額 幼稚園 33人 6,600円 小学校232人 97,440円 中学校141人 59,220円	同左 ・掛け金の保護者負担はなし、全額町負担としている。 ・町が負担している保護者負担分の金額 幼稚園230人 43,400円 小学校704人 292,740円 中学校299人 140,280円	
21 一志郡学校教育主事会に関すること	-	-	-	-	-	-	

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	20. 21. 廃止の方向で調整する。			
構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左 ・同左 ・町が負担している保護者負担分の金額 幼稚園127人 25,400円 小学校288人 120,960円 中学校161人 67,620円	同左 ・同左 ・町が負担している保護者負担分の金額 幼稚園254人 50,800円 小学校919人 385,980円 中学校460人 193,200円	同左 ・同左 ・町が負担している保護者負担分の金額 幼稚園 50人 10,000円 小学校716人 300,720円 中学校400人 168,000円	同左 ・掛け金の保護者負担なし、全額村負担としている。 ・村が負担している保護者負担分の金額 幼稚園 8人 1,600円 小学校 262人 110,040円 中学校 146人 61,320円	
1町村あたり、25,000円の負担金を納め、年間6回の会議等を開催している。	同左	同左	同左	-

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	教育文化部会			
関係項目		分科会	学校教育分科会			
区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
22 学校関係補助金	※補助金の区分等は参考資料参照					
◎小学校						
修学旅行・校外活動関係	1,416	2,419	70	48	35	100
生徒指導関係	0	0	200	0	0	0
学習活動関係	4,933	2,800	2,000	300	0	650
通学関係	0	1,279	0	0	0	0
学校事業関係	1,767	586	370	1,635	278	516
◎中学校						
修学旅行・校外活動関係	1,878	2,452	209	240	97	1,591
生徒指導関係	3,000	750	750	461	150	850
学習活動関係	1,451	1,200	1,229	434	0	776
通学関係	0	580	0	80	0	132
学校事業関係	535	1,559	106	4,489	106	140
部活動関係	5,920	3,710	1,945	913	355	2,700
◎幼稚園						
遠足関係	0	0	70	0	0	69
通園関係	0	115	0	0	0	0
園事業関係	0	0	160	40	0	494
合 計	20,900	17,450	7,109	8,640	1,021	8,018

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容		22. 新たに制度を制定する(合併と同時)				
構 成		市 町		村 の 現 況		調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村			
						◎小学校補助金 ○修学旅行・校外活動関係一補助内容を必要最小限に限定していく方向で新たに基準を作成する。 生徒への一律補助については廃止する。
					(単位:千円)	○生徒指導関係一補助基準については、一律の補助を含め見直しの方向で調整する。
85	154	517	737			○学習活動関係一新たに補助基準を作成する。活動経費に対し補助し、各校一律の補助は廃止する方向で調整する。
0	73	300	0			○通学関係一保安帽購入補助については、現在補助している学校については、合併時は現行のままとする。
400	0	1,500	225			○学校事業関係一補助を継続していく。
139	491	245	126			
130	15	451	90			◎中学校補助金 ○修学旅行・校外活動関係、通学関係、学校事業関係一小学校と同様とする。
431	269	770	1,033			○生徒指導関係一市町村によって予算措置が異なるため、統一するとともに、一律の補助は廃止する方向で調整する。
150	100	600	320			○学習活動関係一小学校と同様とする。香良洲町、美杉村の学校祭(体育祭、文化祭)については、他の市町村と予算措置を統一していく。
500	0	200	630			○通学関係一小学校と同様とする。
70	1,057	287	26			○学校事業関係一補助を継続していく。
490	0	245	370			○部活動関係一新たな基準を設け、補助制度を継続していく。
1,133	19	2,140	350			○外国語指導助手関係一配置基準を統一していく。
0	0	0	0			◎幼稚園補助金 ○遠足関係一補助金は廃止する。
0	0	35	0			○通園関係一小学校と同様とする。
0	0	30	0			○園事業関係一新たに補助基準を作成する。活動経費に対し補助し、各園一律の補助は廃止する。
3,528	2,178	7,320	3,907			

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目						専門部会	教育文化部会
関係項目						分科会	学校教育分科会
区分	構成市町村の現況						
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	
23 学校関係負担金事務							
全国的な協議会・研究会	10	11	6	10	4	5	
	8,800	3,359	1,482	432	83	150	
東海地区の協議会・研究会	4	6	4	7	3	2	
	55	60	19	68	36	10	
県内で組織する協議会・研究会	15	14	14	11	7	10	
	4,685	1,751	740	239	268	454	
中勢地区の協議会・研究会	3	3	2	1	1	4	
	151	231	76	10	38	255	
郡の協議会・研究会	1	7	6	6	2	6	
	189	519	1,823	1,433	845	1,426	
市町村で組織する協議会・研究会	0	1	1	14	1	8	
	0	2,809	500	2,145	350	9,502	
合計	33	42	33	49	18	35	
	13,880	8,729	4,640	4,327	1,620	11,797	

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	23. 新たに制度を制定する(合併と同時)
-------	-----------------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
			(上段は協議会・研究会数、下段は負担金額 単位:千円)	
6	6	10	7	<ul style="list-style-type: none"> ・全国、東海地区、県内で組織する協議会・研究会については、継続して加入・負担していく。 ・中勢地区、郡、市町村で組織する協議会、研究会については、合併に伴い廃止する。合併に伴い新たに構成された組織については、必要に応じて検討する。
612	141	1,193	315	
3	4	5	3	
11	140	38	8	
12	7	16	15	
426	321	772	623	
3	2	5	3	
58	63	82	67	
19	18	19	17	
782	1,770	1,295	787	
0	4	1	3	
0	505	100	381	
43	41	56	48	
1,889	2,940	3,480	2,181	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目						専門部会	教育文化部会
関係項目						分科会	学校教育分科会
区 分	構 成 市 町 村 の 現 況						
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町	
24 幼稚園就園奨励補助事業事務 ※協議会協議項目	保護者の所得状況、園児数に応じて補助額を算定し、園を通じて保護者に還元する。 ・対象 公立、私立就園の保護者 ・H14 公立幼稚園71件 1,430千円 私立幼稚園925件 60,646千円	同左 ・対象 公立幼稚園及び市内にある私立幼稚園就園の保護者 ・H14 公立幼稚園50件 1,987千円 私立幼稚園85件 2,983千円	住民税所得割非課税の保護者に対し減免。 ・対象 町立幼稚園就園の保護者(私立幼稚園の保護者には補助なし)。 ・H14 公立幼稚園15件 267千円	保護者の所得状況に応じて保育料減免。現在、該当者なし。 ・対象 町立幼稚園就園の保護者(私立幼稚園の保護者への補助なし)。 ・該当者なし。	—	津市と同じ ・対象 町立幼稚園就園の保護者(私立幼稚園の保護者への補助なし)。 ・H14 公立幼稚園4件 80千円	
25 奨学金貸付事務 ※協議会協議項目	無利子で貸付。事務処理として、周知、受付、選考、借用書の提出、貸付、償還。 ・対象者 短大、大学へ入学する者。H14 33件、H15 21件 ・支給額(貸付金額)12,180千円 ・H15予算額 21,000千円	—	事務処理として、周知、受付、選考、給付。 ・対象者 高等学校、高等専門学校へ入学する生徒。 H14 6名、H15 6名 ・支給額 年60,000円 ・H15予算額 540千円	—	—	—	
26 遠距離通学費補助金 ※協議会協議項目	—	○対象地区 榊原、栗葉地区 榊原、栗葉地区の園・学校の統合に伴い遠距離通園通学となった園児・児童・生徒に対して、バス定期券を支給する。 ・幼稚園 園から住居までの片道の距離が4kmを超える場合 ・小学校 学校から住居までの片道の距離が4kmを超える場合 ・中学校 学校から住居まで片道の距離が6kmを超える場合 ・H14予算額 3,769千円	—	—	—	—	
27 給食施設の整備 ※協議会協議項目	自校方式で給食 実施校の施設設備、調理作業、衛生管理体制等について実態把握をし、衛生管理上の問題点のある場合は早急に改善措置を講じているが、施設の建築年数の経過や衛生管理上の問題、作業効率等から、センター方式を視野に入れた施設整備について検討を行っている。	同左 誠之小、成美小はドライ方式。実施校の施設整備、調理作業、衛生管理等について実態把握し、問題点のある場合は早急に改善措置を講じている。	同左 実施校の施設設備、調理作業、衛生管理体制等について実態把握をし、衛生管理上の問題点のある場合は改善措置を講じているが、施設の建築年数の経過、老朽化が問題となっており、修繕費が増大している。	同左 同左	同左	同左 施設・備品関係の整備。問題点があった場合早急に対応する。今後は自校かセンター方式か、検討必要。	

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	24. 津市の例により調整する(合併と同時)。 25. 廃止の方向で調整する。 26. 新たな制度を制定する(合併と同時)。 27. 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。(合併後3年程度)
-------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
保護者の所得状況に応じて保育料減免 ・対象 町立幼稚園就園の保護者(私立幼稚園の保護者への補助はなし)。 ・H14 公立幼稚園9件 594千円	保護者の所得状況に応じて保育料の減免措置対象者を認定し(申請により)、保育料の減免を行なう。 ・対象 減免額は一律20,000円 ・対象 町立幼稚園就園の保護者(私立幼稚園の保護者への補助はなし)。 ・H14 公立幼稚園7件 140千円	同左 保護者の所得状況に応じて保育 ・対象 町立幼稚園就園の保護者(私立幼稚園の保護者への補助はなし)。 ・H14 公立幼稚園4件 80千円	同左 ・対象 幼稚園就園園児の保護者(私立幼稚園の保護者への補助はなし)。 ・該当者なし	・国の基準を基に、津市の例により公立幼稚園の保育料に対する減免措置及び私立幼稚園保育料に対する補助を新市において実施する。
—	—	—	美杉村奨学金給与条例により支給している。 ・対象者 高等学校及び専門学校に在学する者。 ・支給額 月8,000円 ・H15予算額 96,000円	・廃止の方向で検討する。
—	○対象地区 波瀬地区 中学校生徒において、生徒の住居から学校までの通学経路による片道の距離が6km以上の者につき、補助対象とする。(波瀬地区のみ) ・H14予算額 1,061千円	○対象地区 家城地区 中学校生徒において、生徒の住居から学校までの通学経路による片道の距離が6km以上のもの、家城小学校を起点として、片道4kmを超える集落地区の園児児童とする。 ・H14予算額 520千円(小学校3人、中学校 9人)	○対象地区 スクールバスの運行していない地区、及び運行区域から遠距離に在住している生徒に補助している 小学校一片道の距離が4km以上 中学校一片道の距離が6km以上 (但し、スクールバスは除外) ・H14予算額 578千円(小学校11人)	・各市町村とも旧村合併や学校の統廃合、及びスクールバスの運行情況等の理由から、地区や対象者を限定して補助金を交付している。 ・合併時には、現在の対象地区や対象条件に該当する生徒に限り補助制度を継続する。 ・補助の交付については、通学距離、地域の実情等を考慮し、新たに基準を設ける。
共同調理場で給食 給食実施(小1校、中1校)、整備は終了している。	センター方式で給食 施設整備、調理作業、衛生管理体制上の問題点が発生した場合は早急に改善措置を講じている。 11年を経過している。ドライシステムである。 人件費、施設管理費は一般関係。	自校方式で給食 衛生管理上の問題のある場合は改善措置を講じているが、施設の建築年数の経過、老朽化が問題となっており、修繕費が増大している。	同左 美杉南小 ドライシステム導入	・自校方式で行っているところについては、各施設の築年数経過及び衛生管理面の状況を踏まえ、センター方式による施設整備の導入を図る。 ・衛生管理上問題のない施設については、現行どおり自校方式で実施する。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目						専門部会	教育文化部会
関係項目						分科会	学校教育分科会
区分	構成市町村の現況						
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	
28 学校給食の実施方法に関すること ※協議会協議項目	給食の献立作成、食材の購入、調理、衛生管理を行い、小学校22校・中学校1校・幼稚園2校が自校方式で学校給食を実施している。 給食の献立作成は学校栄養職員と津市の栄養士で行い調理員とともに検討し決定している。 食材の購入は野菜・乾物については給食協会で発注し、それ以外のものは各学校で発注している。調理方法、衛生管理の実施方法も細かく指示して行っている。	給食の献立作成、食材の購入、調理、年1回の衛生管理研修会を行い、小学校7校で自校方式にて学校給食を実施している。 中学校3校、幼稚園7園についてはミルク給食のみを実施。 給食の献立作成は小学校の学校栄養職員3名で行い調理員とともに検討し決定している。 食材の購入は冷凍品、乾物については学校給食運営委員会で一括発注し、肉、野菜、生鮮品については学校別で発注している。調理方法、衛生管理の実施方法も細かく指示して行っている。	小学校全4校・中学校全1校・幼稚園全4園で自校方式で学校給食を実施している。(幼稚園は小学校で調理) 給食の献立作成は学校栄養職員で行い調理員とともに検討し決定している。 食材の購入は学校栄養職員の指導のもと、各学校で発注している。	給食の献立作成、食材の購入、調理、衛生管理を行い、小学校4校・中学校1校・(幼稚園は各小学校)で単独方式で学校給食を実施している。 同左 食材の購入、調理方法、衛生管理の実施方法は学校栄養士の指導のもと各校で行っている。	3小学校(幼稚園1園含む)1中学校が自校方式で学校給食を実施している。 同左 食材の購入は、主に村内の業者に委託しているが、パンと米については、県学校給食会を通している。	完全学校自校給食を実施。 同左 食材購入は、町内業者を利用しているが、肉等については、町外業者より納入。調理方法、衛生管理の実施方法も細かく指示して行っている。	
29 給食費に関すること ※協議会協議項目	給食費は各学校での会計となっているため歳入歳出には計上されていない。 主食副食の価格と年間の実施回数により月額を算出している。低学年、中学年、高学年と発注量を調整しているため、給食費の徴収額も低学年・中学年・高学年で異なっている。 幼稚園 月額2,900円 小学校 低学年月額3,450円 小学校 中学年 月額3,650円 小学校 高学年 月額3,850円 中学校 月額3,950円 実施回数年間 小学校 183回 中学校 160回	同左 久居市においては全児童一律の給食費を徴収している。自然災害においての野菜の高騰や給食回数が増えることがあった場合においては給食費の値上げも考えるが現時点においてはその必要はないと思われる。 小学校 月額3,800円 中学校(ミルク給食) 月額1,950円 実施回数年間 小学校 183回 中学校 50回	同左 幼稚園 月額3,800円 小学校 月額4,200円 中学校 月額4,800円 全学年同一金額 実施回数年間 幼稚園 183回 小学校 183回 中学校 175回	同左 小学校、中学校、幼稚園に分けて、給食費の徴収をしている。 幼稚園 月額3,800円 小学校 月額4,200円 中学校 月額4,700円 実施回数年間 幼稚園 190回 小学校 190回 中学校 185回	同左 幼稚園 月額4,100円 小学校 月額4,200円 中学校 月額4,700円 実施回数年間 幼稚園 190回 小学校 190回 中学校 181回	同左 主食副食の価格と年間の実施回数により月額を算出している。幼稚園、小学校、中学校と発注量を調整しているため、給食費の徴収額も幼稚園・小学校・中学校で異なっている。 幼 3歳児 月額3,700円 4/5歳児 月額3,900円 小 月額4,500円 中 月額5,000円 実施回数年間 幼稚園約 190回 小学校約 190回 中学校約 190回	

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容		28. 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。(合併後3年程度) 29. 新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。(合併後3年程度)		
構成市町村の現況		調整の具体的内容		
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
学校給食共同調理場で小学校1校、中学校1校実施。 浜っ子幼稚園については独自で給食を実施している。	センター方式をとっており、小学校4校、中学校1校、幼稚園4園、保育園1園の給食を実施している。	給食の献立作成、食材の購入、調理、衛生管理を行い、小学校5校・中学校1校・幼稚園5園(内1園休園)で自校方式で学校給食を実施している。	給食の献立作成、食材の購入、調理、衛生管理を行い、小学校3校・幼稚園1園で自校方式で学校給食を実施している。	・幼稚園給食・中学校給食の実施については、現在の各市町村の実情に応じ、現行どりの実施方法を継続する。 ・給食の献立作成・食材の購入方法・調理方法、衛生管理の実施方法については、各市町村の現在の状況を考慮しながらも、給食センターの整備と調整を図りながら、段階的に一元化を図る。
同左	同左	同左	同左	
	食材の購入は、入札方式をとっており、発注・支払を行なっている。調理、衛生管理の実施方法については、毎週金曜日に勉強会をしている。また、栄養職員が調理しながら、細かい指示を行なっている。尚、保存食は、一般会計から給食会計へ支出している。	食材の購入はごはん、パンについては、町内で一括購入し、それ以外のものは各学校で発注している。	食材の購入は、各学校で発注している。調理方法、衛生管理の実施方法も細かく指示して行っている。パンは一括購入、他の食材は村内業者から各学校ごとに購入している。	
主食副食の価格と年間の実施回数により月額を算出している。低学年、中学年、高学年と発注量を調整しているため、給食費の徴収額も低学年・中学年・高学年で異なっている。	主食副食価格と年間の実施回数により、月額を算出している。低学年、高学年と発注量を調整しているため、給食費の徴収額も低学年、高学年で異なっている。	主食副食の価格と年間の実施回数により月額を算出している。	同左	・給食費の徴収額が同一となるよう、各市町村の状況も踏まえながらも、給食センターの整備と調整を図りながら、給食の食材・実施回数等を調整する。
幼稚園 月額3,500円 小(低学年) 月額3,850円 小(高学年) 月額3,950円 中学校 月額4,420円 実施回数年間 幼稚園 184回 小中学校 187回	幼稚園 月額3,500円 低学年 月額3,500円 高学年 月額3,650円 中学校 月額4,000円 保育園 月額2,600円 実施回数年間 187回	幼稚園 月額3,600円 小学校 月額4,100円 中学校 月額4,450円 実施回数年間 188回	幼稚園 月額4,000円 小学校(2校) 月額 3,600円 (1校) 月額 3,700円 実施回数年間 180回	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	教育文化部会
関係項目		分科会	学校教育分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
30 学校給食協会に関する こと	津市の学校給食の充実と円滑な運営を図るため、津市学校給食協会を設置し、給食物資の共同購入、学校・園の連絡調整等の事業を推進している。 その協会の職員の人件費を補助金として交付している。 その他、学校給食実施校において万一の事故発生に備え、給食1食分及びその原材料を検体として保存することが義務付けられているため、物資購入の事業を行っている給食協会に保存食及び原材料購入に要する費用を補助している。	久居市の学校給食の充実と円滑な運営を図るため、久居市学校給食運営委員会を設置し、調理員の為の衛生管理研修会の開催や、給食物資の共同購入、小学校の連絡調整等の事業を推進している。 学校給食実施校において万一の事故発生に備え、給食1食分及びその原材料を検体として保存することが義務付けられているため、保存食及び保存用食材に要する費用を補助している。	学校給食協会は設立されていない。 給食物資の共同購入、学校・園の連絡調整等は学校栄養職員が中心となって行っている。 保存食及び原材料購入に要する費用は町が支出している。	学校給食の充実と円滑な運営を図るため、芸濃町学校給食協会を設置し、給食物資の購入、学校・園の連絡調整等の事業を推進している。 保存食及び原材料購入に要する費用は町が支出している。	学校給食の充実と円滑な運営を図るため学校給食会に参加している。	県費職員学校栄養士1名により学校給食の充実と円滑な運営を図っている。 各学校1日2食分検食とし町が負担。 学校給食会は設立していない。
31 給食関係委託事業	給食施設内の衛生保持のため害虫駆除、排水設備の点検、調理をする給食調理員の検便等、各種委託業務を行っている。	給食施設内の衛生保持のため害虫駆除、排水設備の点検、グリストラップの汲取、調理をする給食調理員の検便等、各種委託業務を行っている。	給食施設内の衛生保持のため排水設備の清掃、調理をする給食調理員の検便等、委託業務を行っている。 害虫駆除は薬剤を購入し、町職員が行う。	給食調理員の検便、生ゴミ処理機保守等を委託している。	同左	給食施設内の衛生保持のため、害虫駆除・給食調理員の検便等各種委託業務を行っている。
32 地区別厚生事業	市の厚生事業実行委員会が中心となって事業を行っている。	久居市、三雲町、嬉野町、一志町、白山町の合同で厚生事業実行委員会が中心となって事業を行っている。	安芸郡の厚生事業実行委員会中心となって事業を行っている。	同左	同左	同左
33 外国人児童生徒支援事業 (市町村単独による外国人児童生徒支援事業)	ブラジル国籍の児童生徒など外国人児童生徒への支援として、市単独で2名の外国人児童生徒通訳等巡回担当員を雇用し、市内小中学校を巡回して通訳や翻訳、カウンセリングなどをしながら学校生活への適応を図っている。	英語指導を行うALTの中にポルトガル語の堪能な者がいるので、必要に応じて各校を巡回し、通訳や翻訳、カウンセリングなどをしながら、学校生活への適応を図っている。	町単独で外国人語学等指導助手を1名雇用している。 中学校で通訳や翻訳をし、生徒の学校生活への適応を図っている。(ポルトガル語)	生徒の状況に応じて、町費で語学指導員を1名雇用し、学校生活の適応を図っている。	—	—

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	30. 新市に移行後も、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。(合併後3年程度) 31. 津市の例により調整する。(合併と同時に) 32. 津市の例により調整する。(合併と同時に) 33. 津市の例により調整する。(合併と同時に)
-------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
学校給食協会は存在しない。町学校給食運営委員会において、物資購入、給食費等を審議している。	学校給食協会は存在しないが、議員2名、小中学校PTA会長5名、校長5名からなる「一志町給食運営審議会」にて、センター運営、献立、物資購入、給食費等を審議している。	学校給食協会は存在しないが、校長6名・園長4名・PTA6名・栄養士2名からなる「白山町学校給食運営審議会」にて、給食運営、献立、物資購入、給食費等を審議している。	学校給食の充実と円滑な運営を図るため、学校給食会に参加している。	・新市において、学校給食協会を組織し、物資の共同購入等事業内容の調査や調整を行い、地域の実情に応じて、共同購入の方法等を段階的に調整していく。
同左	同左	同左	同左	・委託業務の種類、業者選定方法、委託金額、実施時期の調整をする。
単独で厚生事業を実施。	久居市と同じ	同左	単独で年1回行っている。	・事業の内容、規模、持ち方について関係者を含めた調整を行い、事業を継続する。
-	-	町単で外国語等指導助手(スペイン語)を1名雇用している。	-	・県からの派遣との調整を図り、市町村の状況を考慮して、調整し、事業の継続を図る。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目						専門部会	教育文化部会
関係項目						分科会	学校教育分科会
区分	構成市町村の現況						
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	
34 外国語指導助手に関する事 (英語指導を行う外国青年招致事業)	英語指導を行う外国青年招致事業を実施。 中学校だけでなく、小学校や幼稚園への派遣を行っている。 市費ALT6名。県派遣1名。計7名。	英語指導を行う外国青年招致事業を実施。 中学校だけでなく小学校への派遣を行っている。 市費ALT5名、県派遣1名計6名	英語指導を行う外国青年招致事業を平成4年から実施。 中学校に1人常駐している。 小学校には日本人英語指導助手1人が4校を巡回している。 町費ALT1名	町独自で英語指導者を採用して、幼稚園・小学校・中学校・一般住民に国際理解を深める為実践的なコミュニケーションの育成を図っている。 町費ALT1名	英語指導を行う外国青年招致事業を実施。 村内1中学校に常勤し、3小学校・2幼稚園へ月1回の派遣を行っている。 町費ALT1名	事業を実施。 中学校だけでなく、小学校への派遣を行っている。 町費ALT 1名	
35 スクールカウンセラー・心の教室相談員に関する事 (市町村単独によるスクールカウンセラーの雇用)	児童生徒の臨床心理に関して、高度の専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーをすべての中学校と必要性の高い小学校へ配置し、児童生徒へのカウンセリングや教職員、保護者等で活用を図る。 県費のスクールカウンセラー6名と市費1名。 心の教室相談員4名を配置している。	児童・生徒の臨床心理に関して、専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを必要性の高い中学校に配置し、児童生徒へのカウンセリングや教職員、保護者等で活用を図る。 また、心の教室相談員2名を配置している。 ・県費のスクールカウンセラー1名を配置 ・市単独はなし	県の心の教室相談員活用調査研究委託事業により、中学校1校へ心の教室相談員を配置 ・心の教室相談員1名 ・町単独なし	児童生徒の臨床心理に関して、高度の専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを中学校へ配置し、生徒へのカウンセリングや教職員、保護者等で活用を図る。 ・県費のスクールカウンセラーを1名配置 ・町単独はなし	河芸町と同じ ・心の教室相談員1名 ・村単独はなし	同左 ・心の教室相談員0.5名×2 ・町単独はなし	
36 乳幼児教育に関する事 ※協議会協議項目	<ul style="list-style-type: none"> ●3歳児保育の実施状況 ・公立幼稚園(16園中)なし ・私立幼稚園12園 ・国立幼稚園 1園 ・公立保育所11園 ・私立保育所19園 ●学級開設最低基準 基本的には、学級開設の最低基準を9名程度とする。 ●預かり保育の状況 保護者からの要望に応じて臨時的に短時間行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●3歳児保育の実施状況 ・公立幼稚園(7園中)4園 ・私立幼稚園 1園 ・公立保育所 6園 ・私立保育所 1園 ●学級開設最低基準 3歳児5人以下、4歳児7人以下、5歳児10人以下で、3・4歳児を合わせて12人以下の場合及び4・5歳児を合わせて17人以下の場合、異年齢児混合学級とする。 ●預かり保育の状況 保護者からの要望に応じて臨時的に短時間行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●3歳児保育の実施状況 ・公立幼稚園(4園中)1園 ・私立幼稚園 なし ・公立保育所 2園 ・私立保育所 3園 ●学級開設最低基準 最低基準はなし ●預かり保育の状況 保護者からの要望に応じて臨時的に短時間行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●3歳児保育の実施状況 ・公立幼稚園(4園中)4園 ・私立幼稚園 なし ・公立保育所 1園 ・私立保育所 なし ●学級開設最低基準 同左 ●預かり保育の状況 実施していない 	<ul style="list-style-type: none"> ●3歳児保育の実施状況 ・公立幼稚園 1園 ・私立幼稚園 なし ・公立保育所 なし ・私立保育所 1園 ●学級開設最低基準 同左 ●預かり保育の状況 ・月～金 15時～17時まで 月額 3,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ●3歳児保育の実施状況 ・公立幼稚園(4園中)4園 ・私立幼稚園 なし ・公立保育所 1園 ・私立保育所 なし ●学級開設最低基準 同左 ●預かり保育の状況 実施していない 	
37 生徒指導に関する事	専任の指導主事や青少年センターの職員が小中学校と連携した取組や関係機関との連携、市民や関係諸団体とで組織された青少年の健全育成会議等、多方面から児童生徒の健全育成にむけ対応を行っている。	教育委員会や青少年補導センターの職員が小中学校や専門機関と連携し生徒指導の実務的な連携をしている。	生徒指導については、河芸町生徒指導推進委員会をおき、各種団体の協力を得て万全の体制作りをして取り組む。	生徒指導主事、学級担任、教育相談担当、スクールカウンセラーの職員が小中学校と連携し、住民・関係団体(町補導委員・青少年育成委員・社会教育担当)とで組織され、地域社会との連携を密にして生徒指導の充実を図っている。	教育委員会や関係機関との巡回補導や心の相談員やPTAとの連携を密にしてすすめている。	校長・生徒指導担当職員が、学校・家庭・地域と連携し、生徒指導に対する取り組みを行っている。 中学校では、生徒指導いきいきプロジェクトネットを立ち上げ、問題行動の防止や解決に万全を期すよう努めている。	

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	34. 新たな制度を制定する。(合併と同時に) 35. 新たな制度を制定する。(合併と同時に) 36. 新市に移行後も、当分の間現行のままとし、随時調整する。(合併後3年程度) 37. 新市に移行後も、当分の間現行のままとし、随時調整する。(合併後3年程度)
-------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
町独自でALT1名を招致。 小・中学校で実践的な学習を行っている。 町費ALT1名	外国人指導助手1名を小学校・幼稚園へ派遣し、国際理解教育の授業で英語指導を行っている。	平成14年度から小学校5校・幼稚園4園に1名、中学校に1名のALTを派遣し、国際理解教育の授業で英語指導を行っている。	英語指導を行うALT(外国青年招致事業)を平成元年から実施。 中学生だけでなく、小学校や幼稚園への派遣を行っている。 2名	・県教委からの派遣状況も含め、事業内容、雇用形態、雇用条件などの調整を行い、事業の継続を図る。
同左 ・心の教室相談員1名 ・町単独はなし	同左 ・心の教室相談員1名 ・町単独はなし	芸濃町と同じ ・県費のスクールカウンセラー1名 ・町単独有り1名 ・心の相談員1名	一志町と同じ ・心の相談員1名 ・村単独はなし	・県からの派遣状況も含め、津市の例により事業の継続を図る。
●3歳児保育の実施状況 ・公立幼稚園 1園 ・私立幼稚園 なし ・公立保育所 1園 ・私立保育所 なし ●学級開設最低基準 同左 ●預かり保育の状況 ・14時～18時30分まで 月額 利用する時間によって異なる。最高で4,000円	●3歳児保育の実施状況 ・公立幼稚園(4園中)4園 ・私立幼稚園 なし ・公立保育所 2園 ・私立保育所 なし ●学級開設最低基準 同左 ●預かり保育の状況 実施していない	●3歳児保育の実施状況 ・公立幼稚園(4園中)なし ・私立幼稚園 1園 ・公立保育所 3園 ・私立保育所 なし ●学級開設最低基準 同左 ●預かり保育の状況 ・13時30分～16時まで 追加料金なし。 ほとんどの幼児が利用	●3歳児保育の実施状況 ・公立幼稚園 1園 ・私立幼稚園 なし ・公立保育所 4園 ・私立保育所 なし ●学級開設最低基準 同左 ●預かり保育の状況 ・月～金 16時まで 夏期休業中 幼稚園が指定する 日 2,500円	・公立幼稚園の3歳児保育については、現行どおりとする。 ・学級開設最低基準については、原則9名とする方向で調整する。 ・預かり保育については、新市移行後は現在実施している地域について継続実施する方向で調整する。ただし、預かり保育料については合併と同時に新たな基準を設定する方向で調整する。
学校においては「心の教室相談員」を配置し、町補導センターの補導員が、学校・地域と連携をとり、非行防止に取り組んでいる。 また町の青少年を育てる会では、リクリエーションを通して子供の育成に努めている。	学校教育所管関係としては、不登校児、生徒等の指導充実の為、町単による教員の家庭訪問等への支援を行なっている。 また、社会教育所管となるが、一志町青少年室を中心に小中学校と連携した取組や関係機関との連携、市民や関係諸団体とで構成された青少年の健全育成会議等、多方面からの生徒指導への対応を行っている。	小中学校と連携した取組や関係機関との連携、市民や関係諸団体とで組織された青少年の健全育成会議等、多方面からの生徒指導への対応を行っている。	専任の指導主事が小中学校と連携した取組や関係機関との連携、村民や関係諸団体とで組織された青少年の健全育成会議等、多方面からの生徒指導への対応を行っている。	・各市町村の状況を考慮し、調整を図りつつ、事業の継続を図る。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	教育文化部会
関係項目		分科会	学校教育分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
38 スクールバス運行事業	—	—	—	河内地区の小中学生を送迎していたが、H15年度、中学校進学により廃止。	現在、午前1回、午後2回(場合によっては、1回又はなしのときがある)村職員または、運転業務を委託した者が行っている。	—
39 中高一貫教育に関すること	—	久居高校を中心として、市内3中学校との連携のもとに中等教育学校の調査研究を実施。	—	—	—	—
40 情報教育に関すること	小中学校へのコンピュータの導入を進めており、中学校で40台、小学校で2人で1台の導入を進めている。 また、各学校においては、ホームページの作成などの情報発信やコンピュータを活用した学校交流を实践するなど情報化社会に対応した教育の推進を図っている。	小中学校へのコンピュータの導入を進めており、中学校で40台、小学校で2人で1台の導入を進めている。 また、各学校においては、コンピュータを活用した学校交流を实践するなど情報化社会に対応した教育の推進を図っている。	学校へのコンピュータの導入をすすめており、中学校で40台、小学校で各校20台パソコン教室に整備済み。 本年度は普通教室へも整備する。 ホームページは開設していない。	コンピュータの導入については、中学校で40台、小学校で各校クラス最大人数(一人1台)、図書館用1台を導入。 各学校においては、ホームページの作成などの情報発信やコンピュータを活用した学校交流を实践するなど情報化社会に対応した教育の推進を図っている。	現在、小学校で32台導入している。中学校は、20台を使用している。 各学校においては、コンピュータを活用した情報化社会に対応した教育の推進を図っている。	小中学校へのコンピュータの導入を進めており、中学校で40台、各小学校それぞれ20台の導入を完了している。 また、各学校においては、ホームページの作成などの情報発信やコンピュータを活用した学校交流を实践するなど情報化社会に対応した教育の推進を図っている。

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容		38. 新市に移行後も、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。(合併後3年程度) 39. 新たな制度を制定する。(合併後1年程度) 40. 津市の例により調整する。(合併後1年程度)		
構成		市 町 村 の 現 況		調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	スクールバス設置家城幼稚園・小学校(元取地区)1台運行 乳幼児教育センター開園と同時に運行(直営)	・スクールバス設置 小中学校含め現在7台運行 ・三重交通への委託分 1台 6,300千円	・スクールバスについては、存続する。 なお、スクールバス以外の利用についても、コミュニティバス等の効率的なバスシステム構築の検討の中で、有効的な利用が図られるよう同時に調整を行っていく。
-	-	白山高校と白山中学校との間で、連携型中高一貫教育を実施。	美杉中学校と県立白山高等学校との間で、連携型中高一貫教育を実施。	・県教育委員会の方針を参考に、新市における方針を検討する。
小学校23台、中学校40台、導入済。 構内LAN、学校交流を実践している。	小中学校における、コンピュータの導入については、中学校で生徒1人に1台、小学校で2人に1台の配備をし、インターネット接続も完了しているが、今後については、小学校の1人に1台学校LANの導入により、情報教育環境の向上を検討中。	小中学校へのコンピュータの導入を進めており、中学校で42台、小学校で1クラス2人で1台の導入を進めている。 また、各学校においては、ホームページの作成などの情報発信やコンピュータを活用した学校交流を実践するなど情報化社会に対応した教育の推進を図っている。	小学校93台、中学校41台導入している。 各小学校においては、ホームページの作成などの情報発信やコンピュータを活用した学校交流を実施するなど、情報化社会に対応した教育の推進を図っている。1人1台	・合併時には現行のままとし、各市町村の状況を考慮し、事業の継続を図る。

津地区合併協議会 参考資料

学校関係補助金

補 助 金 の 内 容	
○小学校	
修学旅行・校外活動関係	校外活動・修学旅行等引率補助金、修学旅行事前調査補助金、修学旅行児童助成金、集団宿泊学習事業補助金等
生徒指導関係	生活指導、生徒指導に対する補助金
学習活動関係	総合的な学習活動、特色ある学校づくりなどの学習活動、研究活動に対する補助金
通学関係	保安帽(ヘルメット)購入補助金
学校事業関係	給食検査、学校保健会等の学校で取り組む事業に対する補助金
○中学校	
修学旅行・校外活動関係	校外活動・修学旅行・社会見学等引率補助金、修学旅行事前調査・下見補助金、社会見学・研修付添補助金、修学旅行生徒助成金等
生徒指導関係	進路指導、生徒指導、校外生活指導に対する補助金
学習活動関係	総合的な学習活動、特色ある学校づくり、学校祭等の学習活動、研究活動に対する補助金
通学関係	保安帽(ヘルメット)購入補助金
学校事業関係	心の教室相談員活用調査研究、給食検査等の学校で取り組む事業に対する補助金
部活動関係	全国・東海大会等に出場・派遣、活動奨励に対する補助金
○幼稚園	
遠足関係	
通園関係	保安帽購入補助金
園事業関係	ふれあい活動等園で取り組む事業に対する補助金

津地区合併協議会 参考資料

学校関係負担金

負 担 金 の 内 訳	
全国的な協議会・研究会	全国小学校長会、全国中学校長会、全国都市教育長協議会、全国国公立女性校長会、全国公立女性校長教頭会、全国小中学校教頭会、全国国公立幼稚園園長会、全国幼稚園教育連絡協議会、全国栄養士会、全国教育研究所連盟、日本学校保健研修会、全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会等
東海地区の協議会・研究会	東海北陸都市教育長協議会、東海北陸小学校長会、東海北陸中学校長会、東海北陸公立学校教頭会、東海地区公立小中学校事務研究会、東海北陸教育研究所等
県内で組織する協議会・研究会	三重県市町村教育委員会連絡協議会、三重県都市教育長会、三重県小中学校校長会、三重県中学校長会、三重県公立小中学校教頭会、三重県国公立女性校長教頭会、三重県学校保健会、三重県幼稚園協会、三重県障害児学級設置校長会、三重県特別支援教育振興会、三重県言語聴覚障害研究会、三重県特殊教育研究会、三重県図書館協議会、三重県栄養士協議会、三重県国公立幼稚園園長会、三重県公立小中学校事務研究会、三重県公立学校施設整備期成会、三重県国際教育協会、三重県社会保険協会、三重県小中学校放送教育研究会、三重県内不登校問題協議会等
中勢地区の協議会・研究会	中勢ブロック乳幼児教育推進協議会、中勢地区・中高校長進路指導連絡協議会、中勢地区教育長会、中勢地区生徒指導強化推進委員会、中勢松阪地区中高生徒指導連絡協議会、中部地区公立学校小中学校女性校長会等
郡の協議会・研究会	一志郡・久居市教育研究会、一志郡校長会、一志郡久居市校長会、一志郡小中学校教頭会、一志郡幼稚園長会、一志郡学校教育主事会、一志郡久居市図書館研究会、一志郡学校給食会、安芸郡学校給食会、安芸郡学校教育振興協議会、一志郡・安芸郡教育長会、安芸郡学校生徒指導連絡協議会、安芸郡学校保健会、郡市中学校音楽学習発表会実行委員会等
市町村で組織する協議会・研究会	久居市学校教育研究会、美里村教育振興会、芸濃町学校教育振興会、安濃町学校教育振興会、一志町教育研究会、美里村教育振興会、美杉村校長会等